平成２４年（フ）第１５３号
千葉県東金市薄島27番地５
債務者　白川　淳子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４０７号
相模原市中央区田名4146番地32
債務者　山口　順子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４１１号
神奈川県座間市緑ケ丘１丁目３番17号　コーポＹＦ202号
債務者　野路　圭介
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４１２号
神奈川県座間市緑ケ丘４丁目19番１号　コスモハイツ201号
債務者　平良　宏美
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４１８号
神奈川県座間市四ツ谷７番地　市営四ツ谷住宅61号
債務者　高山　　香
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４１９号
神奈川県座間市四ツ谷７番地　市営四ツ谷住宅61号
債務者　高山　友子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１００号
岐阜県土岐市泉岩畑町１丁目６番地　土岐ステーションビル４―Ｃ号
債務者　梅津　慶亮
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第３０２号
愛知県一宮市中町２丁目６番13号　エクセル千王Ⅰ102号
債務者　伊藤登喜男
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５０号
三重県松阪市新町852番地
債務者　岡村　真季
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第９７３号
堺市北区百舌鳥赤畑町２丁105番地１―101号
債務者　髙山　朋彦
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９９８号
大阪府松原市天美東７丁目14番５―803号
債務者　清水ちさと（旧姓垂谷）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９９９号
大阪府松原市東新町３丁目５番17―127号
債務者　垂谷　　歩
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０１６号
堺市中区**檜**葉31番地８　オーロラダンス102号
債務者　門脇　里美
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０２２号
大阪府柏原市平野２丁目14番27―203号　大原テラスハウス、前住所大阪府柏原市大県２丁目５番９―301号　エクセル昴
債務者　坂田　久美
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
北海道岩見沢市３条東９丁目４番地36　光明舎フレンズ
債務者　梁川　　敦
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第２５４号
神奈川県平塚市南原１丁目18番47―203号　ベルハイム３、破産申立時の住所神奈川県平塚市河内92番地の６
債務者　樋口　貴宏
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４１９号
神奈川県小田原市延清107番地の２、前住所神奈川県足柄上郡大井町上大井357番地16
債務者　山口　恵子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部